

令和6年第1回

富谷市議会定例會議案書

令和6年2月20日提出

富 谷 市

令和6年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号 職員の給与に関する条例等の一部改正について	1
議案第 2号 富谷市職員定数条例の一部改正について	9
議案第 3号 富谷市介護保険条例の一部改正について	11
議案第 4号 富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	18
議案第 5号 富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	63
議案第 6号 富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	79
議案第 7号 富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	89
議案第 8号 富谷市手数料条例の一部改正について	99
議案第 9号 富谷市公営住宅条例の一部改正について	107
議案第10号 富谷市監査委員条例の一部改正について	110

議案第11号 令和5年度富谷市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第12号 令和5年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第13号 令和5年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第14号 令和5年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第15号 令和5年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第16号 令和5年度富谷市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第17号 令和5年度富谷市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第18号 令和6年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第19号 令和6年度富谷市市営墓地特別会計予算	別冊
議案第20号 令和6年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第21号 令和6年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第22号 令和6年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第23号 令和6年度富谷市下水道事業会計予算	別冊
議案第24号 令和6年度富谷市水道事業会計予算	別冊
議案第25号 指定管理者の指定について	112

議案第26号 富谷市道路線の認定について ······ 113

承 認

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起） ······ 115

議案第 1 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (給料)	第1条 略 (給料)
第2条 略	第2条 略
第3条 給料は、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。	第3条 給料は、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。
2 略	2 略
第4条～第11条の3 略 (通勤手当)	第4条～第11条の3 略 (通勤手当)
第11条の4 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 3万1,600	第11条の4 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 3万1,600

改 正 後	現 行
<p>円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して規則で定める額(第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>3~8 略</p> <p>第11条の5 略 (在宅勤務等手当)</p> <p><u>第11条の6 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第12条~第24条 略</p>	<p>円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して規則で定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に</p> <p>あっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>3~8 略</p> <p>第11条の5 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を次の

よう改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 略 2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____ _____のうち, 基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には, 当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	第7条 略 2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）</u> のうち, 基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には, 当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
第8条～第22条 略	第8条～第22条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富谷市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略 (会計年度任用職員の給与)	第1条・第2条 略 (会計年度任用職員の給与)
第3条 会計年度任用職員の給与とは, フルタイム会計年度任用職員にあっては, 給料, 地域手当, 通勤手当, <u>在宅勤務等手当</u> , 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当, <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいい, パートタイム会計年度任用職員にあっては, 報酬, <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいう。	第3条 会計年度任用職員の給与とは, フルタイム会計年度任用職員にあっては, 給料, 地域手当, 通勤手当_____, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当及 <u>び期末手当</u> をいい, パートタイム会計年度任用職員にあっては, 報酬及 <u>び期末手当</u> _____をいう。

改 正 後	現 行
2・3 略 第4条～第9条 略 <u>(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)</u> <u>第9条の2 紹介条例第11条の6の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u>	2・3 略 第4条～第9条 略
第10条～第15条 略 <u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第15条の2 紹介条例第20条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u>	第10条～第15条 略
<u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する紹介条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u>	
第16条～第22条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第23条 紹介条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、紹介条例第19条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月	第16条～第22条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第23条 紹介条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条_____において同じ。)について準用する。この場合において、紹介条例第19条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月

改 正 後	現 行
<p>額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>
<p>2・3 略 <u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>	<p>2・3 略</p>
<p><u>第23条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>	
<p>第24条～第26条 略 <u>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</u></p>	<p>第24条～第26条 略 <u>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</u></p>

改 正 後	現 行
第27条 略	第27条 略
2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、規則で定める。	2 通勤に係る費用弁償の額は、_____規則で定める。
_____	_____
第28条～第32条 略	第28条～第32条 略
附 則	附 則
1・2 略	1・2 略
_____	(給料表改定の効力発生時期の特例)
_____	3 第4条の規定により給与条例第4条第1項
_____	の規定を準用する場合において、同項に規定す
_____	る給料表の改定が行われるときにおけるフル
_____	タイム会計年度任用職員の給料についての当
_____	該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条
_____	例の規定にかかわらず、当該条例の施行日の
_____	属する月の翌年度の初日(当該条例の施行の日
_____	が翌年度の初日であるときは、その日)から生
_____	ずるものとする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年富谷市条例第46号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)
第2条 略	第2条 略

改 正 後	現 行
2 略	2 略
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、 <u>单身赴任手当</u> 、 <u>時間外勤務手当</u> 、 <u>休日勤務手当</u> 、 <u>夜間勤務手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、 <u>单身赴任手当</u> 、 <u>時間外勤務手当</u> 、 <u>休日勤務手当</u> 、 <u>夜間勤務手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。
第3条・第4条 略 (会計年度任用職員の給与)	第3条・第4条 略 (会計年度任用職員の給与)
第5条 企業職員のうち法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、 <u>時間外勤務手当</u> 、 <u>休日勤務手当</u> 、 <u>夜間勤務手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 、 <u>期末手当</u> 及び <u>勤勉手当</u>	第5条 企業職員のうち法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬及び <u>期末手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当_____、時間外勤務手当、 <u>休日勤務手当</u> 、 <u>夜間勤務手当</u> 、 <u>宿日直手当</u> 及び <u>期末手当</u>
2 略	2 略
第6条 略	第6条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

富谷市職員定数条例の一部改正について

富谷市職員定数条例（昭和48年富谷町条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

市長の事務部局の職員及び選挙管理委員会の職員数の増員や教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の減員に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員定数条例の一部を改正する条例

富谷市職員定数条例（昭和48年富谷町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (職員の定数)	第1条 略 (職員の定数)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>307人</u> (2) 略 (3) 選挙管理委員会の職員 <u>10人</u> (併任とする。) (4) 略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>60人</u> (6)・(7) 略 2 略	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>300人</u> (2) 略 (3) 選挙管理委員会の職員 <u>4人</u> (併任とする。) (4) 略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>67人</u> (6)・(7) 略 2 略
第3条 略	第3条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 号

富谷市介護保険条例の一部改正について

富谷市介護保険条例（平成 12 年富谷町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市介護保険条例の一部を改正する条例

富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略 (保険料額)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,800円</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人</p>	<p>第1条 略 (保険料額)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,800円</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,800円</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人</p>

改 正 後	現 行
<p>等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下この号において「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</u></p>	<p>等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下この号において「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は<u>第11号イに該当する者を除く。</u>）</p>
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 89, 70 0円 ア 略 イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 89, 70 0円 ア 略 イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は<u>第11号イに該当する者を除く。</u>）</p>

改 正 後	現 行
(8) 次のいずれかに該当する者 103, 5 00円 ア 略 イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、 <u>第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</u>	(8) 次のいずれかに該当する者 103, 5 00円 ア 略 イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ <u>又は第11号イに該当する者を除く。</u> _____）
(9) 次のいずれかに該当する者 113, 9 00円 ア 合計所得金額が <u>420万円未満</u> である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、 <u>第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</u>	(9) 次のいずれかに該当する者 113, 9 00円 ア 合計所得金額が <u>400万円未満</u> である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ <u>又は第11号イに該当する者を除く。</u> _____）
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>117, 3</u> <u>00円</u> ア 合計所得金額が <u>520万円未満</u> である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課され	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>127, 7</u> <u>00円</u> ア 合計所得金額が <u>700万円未満</u> である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課され

改 正 後	現 行
<p>る保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>124, 200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>127, 700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p>	<p>る保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>138, 000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 138, 000円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1, 000万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p>	
<p><u>(14) 略</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料額は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。</p>	<p><u>(12) 略</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料額は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、市長が別に規則で定める額とする。</p>
<p>第3条 略</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p>	<p>第3条 略</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p>
<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、<u>第9号口、第10号口</u>、</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する者を除く。）、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口<u>又は第9号口</u>、</p>

改 正 後	現 行
<p><u>第11号口、第12号口、又は第13号口</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。</p>	<p>_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。</p>
4 略	4 略
第5条～第16条 略	第5条～第16条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富谷市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年富谷町条例第 14 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年富谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第5条 略 (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)	第1条～第5条 略 (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第6条 略	第6条 略
2～4 略	2～4 略
5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(4) 略 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、 <u>第65条第1項</u> 、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6)～(10) 略	5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(4) 略 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、 <u>第65条第1項</u> 、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。） (6)～(10) 略 <u>（11）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（</u>

改 正 後	現 行
_____	以下「 <u>指定介護療養型医療施設</u> 」という。 _____
(11) 略	(12) 略
6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一 <u>敷地内</u> にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 <u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一 <u>施設内</u> にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
7～12 略 (管理者)	7～12 略 (管理者)
第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一 <u>敷地内</u> にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
第8条～第23条 略 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)	第8条～第23条 略 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)
第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによる	第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによる

改 正 後	現 行
<p>ものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
<p><u>(8) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p>	
<p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	
<p>(10) 略</p>	<p>(8) 略</p>
<p>(11) 略</p>	<p>(9) 略</p>
<p>第25条～第33条 略 (掲示)</p>	<p>第25条～第33条 略 (掲示)</p>
<p>第34条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。</p>	<p>第34条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項 _____ を掲示しなければならない。</p>
<p>2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、重要な事項 _____ を記載した書面を当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも</p>	<p>2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも</p>

改 正 後	現 行
<p>関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>第35条～第41条 略 (記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>第35条～第41条 略 (記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>第43条～第46条 略 (訪問介護員等の員数)</p>	<p>第43条～第46条 略 (訪問介護員等の員数)</p>

改 正 後	現 行
の提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	の提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
7 略 (管理者)	7 略 (管理者)
第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は <u>同一敷地内の</u> 他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、 <u>当該同一敷地内の</u> 他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。
第49条・第50条 略 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)	第49条・第50条 略 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)
第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指	第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指

改 正 後	現 行
<p>定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	
<p>(5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	
<p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	
<p>(7) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>(8) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>(9) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>第52条～第57条 略 (記録の整備)</p>	<p>第52条～第57条 略 (記録の整備)</p>
<p>第58条 略</p>	<p>第58条 略</p>
<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	
<p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	

改 正 後	現 行
(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第59条～第59条の3 略 (管理者)	第59条～第59条の3 略 (管理者)
第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
第59条の5～第59条の8 略 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)	第59条の5～第59条の8 略 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 略

改 正 後	現 行
<p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>第59条の10～第59条の18 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>第59条の20・第59条の21 略</p>	
	<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第59条の10～第59条の18 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p> <p>第59条の20・第59条の21 略</p>

改 正 後	現 行
<p>(準用)</p> <p>第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と</p>

改 正 後	現 行
<p>, 第59条の9第4号, 第59条の10第5項, 第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と, 第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と, <u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と, <u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条の23～第59条の25 略 (管理者)</p> <p>第59条の26 指定療養通所介護事業者は, 指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし, 指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し, 又は_____他の事業所, 施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第59条の27～第59条の31 略 (指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の32 指定療養通所介護の方針は, 次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては,</u></p>	<p>, 第59条の9第4号, 第59条の10第5項, 第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と, 第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と, <u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と, <u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条の23～第59条の25 略 (管理者)</p> <p>第59条の26 指定療養通所介護事業者は, 指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし, 指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し, 又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所, 施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第59条の27～第59条の31 略 (指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の32 指定療養通所介護の方針は, 次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	
<p>第59条の33～第59条の38 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の39 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>	<p>第59条の33～第59条の38 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の39 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p>

改 正 後	現 行
<p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>第59条の40～第61条 略 (管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第63条・第64条 略 (利用定員等)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1</p>	<p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>第59条の40～第61条 略 (管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第63条・第64条 略 (利用定員等)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1</p>

改 正 後	現 行
<p>い。</p> <p>2 略</p> <p>第67条～第69条 (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略 (認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載</p>	<p>い。</p> <p>2 略</p> <p>第67条～第69条 (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u> (認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載</p>

改 正 後	現 行
した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。	した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。
2～5 略	2～5 略
第72条～第78条 略 (記録の整備)	第72条～第78条 略 (記録の整備)
第79条 略	第79条 略
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 略	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 略
第80条・第81条 略 (従業者の員数等)	第80条・第81条 略 (従業者の員数等)
第82条 略	第82条 略
2～5 略	2～5 略

改 正 後	現 行
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条<u>_____</u>及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>第84条～第91条 略 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p>	<p>第84条～第91条 略 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u></p>	<p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の</u></p>

改 正 後	現 行
<p>_____を行ってはならない。</p>	<p><u>行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p>
<p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その</u> <u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状</u> <u>況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな</u> <u>ければならない。</u></p>	<p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 <u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その</u> <u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状</u> <u>況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな</u> <u>ければならない。</u></p>
<p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲</u> <u>げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を</u> <u>検討する委員会（テレビ電話装置等を活</u> <u>用して行うことができるものとする。）</u> <u>を3月に1回以上開催するとともに、そ</u> <u>の結果について、介護職員その他の従業</u> <u>者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を</u> <u>整備すること。</u></p> <p>ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体</u> <u>的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p>	
(8) 略	(7) 略
(9) 略	(8) 略
<p>第93条～第106条 略</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確</u> <u>保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す</u> <u>るための委員会の設置)</u></p>	<p>第93条～第106条 略</p>
<p>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護</p> <p>事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採</p>

改 正 後	現 行
った処置についての記録 (8) 略 第108条～第110条 略 (管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____ _____の職務に従事することができるものとする。	った処置についての記録 (8) 略 第108条～第110条 略 (管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等 <u>若しくは併設する</u> <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の職務に従事することができるものとする。
2・3 略 第112条～第120条 略 (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	2・3 略 第112条～第120条 略 (管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、 <u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u> 当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

改 正 後	現 行
<p>第122条～第124条 略 (協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は, 前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに 当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医 療機関を定めるように努めなければならない 。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において 、医師又は看護職員が相談対応を行う体制 を常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業 者からの診療の求めがあった場合において 、診療を行う体制を常時確保していること 。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利 用者の病状が急変した場合等の対応を確認す るとともに、協力医療機関の名称等を、当該 指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る 指定を行った市町村長に届け出なければなら ない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条第17項に規定する第二種協定指定医 療機関(以下「第二種協定指定医療機関」と いう。)との間で、新興感染症(同条第7項 に規定する新型インフルエンザ等感染症、同</p>	<p>第122条～第124条 略 (協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)</u> <u>の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	
<p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>7 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p>
<p><u>8 略</u></p>	<p><u>3 略</u></p>
<p><u>第126条 略 (記録の整備)</u></p>	<p><u>第126条 略 (記録の整備)</u></p>
<p><u>第127条 略 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p><u>第127条 略 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 略 (2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>	<p><u>(1) 略 (2) 第115条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>

改 正 後	現 行
(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第117条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7) 略 (準用)	(7) 略 (準用)
第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、 <u>第104条及び第106条の2</u> の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章	第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条 <u>及び第104条</u> の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章

改 正 後	現 行
<p>第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第129条 略 (従業者の員数)</p> <p>第130条 略 2~6 略</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>— — —</p> <p>— — —</p> <p>(2) 略</p>	<p>第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第129条 略 (従業者の員数)</p> <p>第130条 略 2~6 略</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p>

改 正 後	現 行
<p>8～10 略</p> <p>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</p> <p>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>ウ 緊急時の体制整備</p> <p>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</p> <p>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</p> <p>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</p> <p>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽</p>	<p>8～10 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>第132条～第146条 略</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>第132条～第146条 略</p> <p>(協力医療機関等)</p>
<p>第147条 略</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保して</u></p>	<p>第147条 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>いること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7 略</u> (記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事</p>	
	<p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事</p>

改 正 後	現 行
<p>業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に</p>	<p>業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第136条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項に規定する 結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及<u>び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に</p>

改 正 後	現 行
<p>について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>	<p>について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>
<p>第150条 略 (従業者の員数)</p>	<p>第150条 略 (従業者の員数)</p>
<p>第151条 略 2~7 略</p>	<p>第151条 略 2~7 略</p>
<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士又は 管理栄養士 (病床</p>	<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床</p>

改 正 後	現 行
数100以上の病院の場合に限る。) _____ _____	数100以上の病院の場合に限る。) 又は <u>介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u>
(4) 略	(4) 略
9~17 略 (設備)	9~17 略 (設備)
第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)~(5) (6) 医務室 医療法 <u>(昭和23年法律第205号)</u> 第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)~(5) (6) 医務室 医療法 _____ _____ 第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
(7)~(9) 略	(7)~(9) 略
2 略	2 略
第153条~第165条 略 (緊急時等の対応)	第153条~第165条 略 (緊急時等の対応)
第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要	第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要

改 正 後	現 行
<p>な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。</p>	<p>な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師 _____と の連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。</p>
<p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p>	
<p>(管理者による管理)</p>	
<p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p>	<p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p>
<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p>	
<p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	
<p>(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p>	<p>(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p>

改 正 後	現 行
(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。	(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等を記録すること。
(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	(7) 第175条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
第168条～第171条 略 (協力医療機関等)	第168条～第171条 略 (協力病院等)
第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院 _____ _____ を定めておかなければならぬ。 _____ _____ _____

改 正 後	現 行
<p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	
<p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>6 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p>
<p>第173条～第175条 略 (記録の整備)</p>	<p>第173条～第175条 略 (記録の整備)</p>
<p>第176条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記</p>

改 正 後	現 行
<p>録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 155 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 157 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略 (準用)</p> <p>第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 106 条の 2 の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期</p>	<p>録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 155 条第 2 項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 157 条第 5 項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 28 条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第 3 項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略 (準用)</p> <p>第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 15 及び第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期</p>

改 正 後	現 行
<p>巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第178条～第186条 略 (勤務体制の確保等)</p>	<p>巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第178条～第186条 略 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第187条 略 2～4 略</p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない</u></p> <p>—</p> <p><u>6 略</u></p> <p>第188条 略 (準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条</p>	<p>第187条 略 2～4 略</p> <p><u>5 略</u></p> <p>第188条 略 (準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条</p>

改 正 後	現 行
<p>の 15, 第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで, <u>第 106 条の 2</u>, 第 153 条から第 155 条まで, 第 158 条, 第 161 条, 第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第 32 条の 2 第 2 項, 第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入居の際に」と, 同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と, 第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と, 同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と, 同条第 6 号中「第 177 条」とある</p>	<p>の 15, 第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで_____、第 153 条から第 155 条まで, 第 158 条, 第 161 条, 第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第 32 条の 2 第 2 項, 第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入居の際に」と, 同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と, 第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と, 同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と, 同条第 6 号中「第 177 条」とある</p>

改 正 後	現 行
<p>のは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>のは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第190条 略 (従業者の員数等)</p>	<p>第190条 略 (従業者の員数等)</p>
<p>第191条 略</p>	<p>第191条 略</p>
<p>2~6 略</p>	<p>2~6 略</p>
<p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>(1)~(3) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p>

改 正 後	現 行
(4) 略 8～14 略 (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならぬ。ただし、指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、 又は_____他の事業所、施設等_____ _____の職務に従事することができるものとす る。 2・3 略 第193条～第196条 略 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的 取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護 の方針は、次に掲げるところによるものとす る。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利 用者が住み慣れた地域での生活を継続する ことができるよう、利用者の病状、心身の 状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、通いサービス、訪問サービス及び 宿泊サービスを柔軟に組み合わせることに より、 <u>当該利用者の居宅において、又はサ</u>	(5) 略 8～14 略 (管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならぬ。ただし、指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、 又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等若 しくは <u>当該指定看護小規模多機能型居宅介護</u> <u>事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施</u> <u>設等</u> の職務に従事することができるものとす る。 2・3 略 第193条～第196条 略 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的 取扱方針) 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護 の方針は、次に掲げるところによるものとす る。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利 用者が住み慣れた地域での生活を継続する ことができるよう、利用者の病状、心身の 状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、通いサービス、訪問サービス及び 宿泊サービスを柔軟に組み合わせることに より、 <u>療養上の管理の下で</u>

改 正 後	現 行
<p><u>サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
第198条～第200条 略 (記録の整備)	第198条～第200条 略 (記録の整備)
第201条 略	第201条 略
2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居	2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居

改 正 後	現 行
<p>宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略 (準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条</u></p>	<p>宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略 (準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u></p>

改 正 後	現 行
<p>の<u>2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>
第203条 略	第203条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合も含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 5 号

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年富谷町条例 15 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長　若生　裕俊

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年富谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第5条 略 (管理者)	第1条～第5条 略 (管理者)
第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2 略	2 略
第7条・第8条 略 (利用定員等)	第7条・第8条 略 (利用定員等)
第9条 略	第9条 略
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介

改 正 後	現 行
<p>護予防サービスをいう。），指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u></p> <p>_____の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____</p>	<p>護予防サービスをいう。），指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地</u></p>

改 正 後	現 行
<p>_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条～第31条 略 (掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、<u>重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>内にある<u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 略</p> <p>第11条～第31条 略 (掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>
<p>第33条～第39条 略 (記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら</p>	<p>第33条～第39条 略 (記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら</p>

改 正 後	現 行
ない。	ない。
(1) 略	(1) 略
(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) <u>第42条第11号の規定による身体的拘束</u> <u>その他利用者の行動を制限する行為（以下「</u> <u>身体的拘束等」という。）の態様及び時間、 <u>その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ</u> <u>を得ない理由の記録</u></u>	
(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録	(3) 第24条に規定する 市への通知に係る記録
(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) 第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7) 略	(6) 略
第41条 略 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	第41条 略 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)
第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) 略 <u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) 略

改 正 後	現 行
<p>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p>	<p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p>
第43条 略 (従業者の員数等)	第43条 略 (従業者の員数等)
第44条 略	第44条 略
2~5 略	2~5 略
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ	当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ
指定認知症対 応型共同生活 介護事業所、 指定地域密着 型特定施設、 指定地域密着	指定認知症対 応型共同生活 介護事業所、 指定地域密着 型特定施設、 指定地域密着
介護職員	介護職員

7~13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

7~13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介

改 正 後	現 行
	<p>護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>

改 正 後	現 行
2・3 略	2・3 略
第46条～第52条 略 (身体的拘束等の禁止)	第46条～第52条 略 (身体的拘束等の禁止)
第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等</u> _____を行ってはならない。	第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u> （以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
2 略	2 略
3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
第54条～第62条 略 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)	第54条～第62条 略

改 正 後	現 行
<u>第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u>	
第63条 略 (記録の整備)	第63条 略 (記録の整備)
第64条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項の規	第64条 略 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条に規定する 市への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項に規

改 正 後	現 行
<u>定による苦情の内容等の記録</u> (7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略	<u>定する</u> 苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) 略
第65条～第71条 略 (管理者)	第65条～第71条 略 (管理者)
第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。	第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
2・3 略	2・3 略
第73条～第78条 略 (管理者による管理)	第73条～第78条 略 (管理者による管理)
第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____	第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、 <u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>

改 正 後	現 行
当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
第80条～第82条 略 (協力医療機関等)	第80条～第82条 略 (協力医療機関等)
第83条 略	第83条 略
<u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	<u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
<u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。	<u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
<u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機	<u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機

改 正 後	現 行
<p><u>関」という。)との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>第84条 略 (記録の整備)</u></p> <p><u>第85条 略</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 略</u></p>	
	<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>第84条 略 (記録の整備)</u></p> <p><u>第85条 略</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 略</u></p>

改 正 後	現 行
(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7) 略 (準用)	(7) 略 (準用)
第86条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第23条, 第24条, 第26条, 第28条の2, 第31条から第34条まで, 第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。), 第56条, 第59条, 第61条及び第62条の2の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第28条の2第2項, 第31条第2項第1号及び第3号, 第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第26条第2項中「この節」とあるの	第86条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第23条, 第24条, 第26条, 第28条の2, 第31条から第34条まで, 第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。), 第56条, 第59条及び第61条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第28条の2第2項, 第31条第2項第1号及び第3号, 第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第26条第2項中「この節」とあるの

改 正 後	現 行
は「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	は「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。
第87条～第91条 略	第87条～第91条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す

るための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第62条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

議案第 6 号

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年富谷町条例第 19 号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号) の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 (従業者の員数)	第1条～第4条 略 (従業者の員数)
第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u> 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所_____ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならぬ。	第5条 _____ 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「 <u>指定介護予防支援事業所</u> 」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならぬ。
<u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者)	(管理者)
第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「 <u>指定介護予防支援事業所</u> 」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	第6条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> _____ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所

改 正 後	現 行
<p>の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができます。</u></p> <p><u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又</u></p>	<p>の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができます。</u></p> <p><u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____</p>

改 正 後	現 行
<p>はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。</u>以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>	<p>_____，介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めことができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員_____ _____ _____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
4～8 略	4～8 略
第8条～第12条 略 (利用料等の受領)	第8条～第12条 略 (利用料等の受領)
第13条 略 <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u>	第13条 略
<u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係</u>	

改 正 後	現 行
<p><u>るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならぬこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び第5章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 _____<u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならぬ。</u></p> <p>(1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならぬこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び第5章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>
第16条～第23条の2 略	第16条～第23条の2 略

改 正 後	現 行
(掲示) 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	(掲示) 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項_____を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第25条～第30条 略 (記録の整備)	第25条～第30条 略 (記録の整備)
第31条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略 エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録 オ 略	第31条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略 エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 略

改 正 後	現 行
(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録	(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第31条の2・第32条 略 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)	第31条の2・第32条 略 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)
第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(15) 略	第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 (3)～(15) 略

改 正 後	現 行
<p>(16) 担当職員は、<u>第14号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回_____</p> <p>_____，利用者に面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</p> <p>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている</p>	<p>(16) 担当職員は、<u>第13号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>こと。</p>	
<p>(i) <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p>	
<p>(ii) <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p>	
<p>(iii) <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p>	
<p>ウ <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p>	
<p>エ <u>利用者の居宅を訪問しない月</u> <u>(イただしその規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u> <u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第90号）第57条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p>	<p>イ <u>利用者の居宅を訪問しない月</u> <u>(イただしその規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u> <u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第90号）第57条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p>

改 正 後	現 行
才 略 (17)～(28) 略 (29) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u>	立 略 (17)～(28) 略
第34条～第36条 略	第34条～第36条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 7 号

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年富谷市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年富谷市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略 (基本方針)	第1条～第3条 略 (基本方針)
第4条 略 2・3 略	第4条 略 2・3 略
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 略 (従業者の員数)	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター_____，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 略 (従業者の員数)
第5条 略 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数 (当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第15条の23第3項の規定により地域包括支	第5条 略 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 35又はその端数を増すごとに1とする。 _____

改 正 後	現 行
<u>援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 29 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。</u>	
3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。	
(管理者)	
第 6 条 略	
2 略	
3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に	

改 正 後	現 行
掲げる場合は、この限りでない。	掲げる場合は、この限りでない。
(1) 略	(1) 略
(2) 管理者が _____ 他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） (内容及び手続の説明及び同意)	(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） (内容及び手續の説明及び同意)
第7条 略	第7条 略
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 <u>利用者又はその家族に対し</u> 、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること _____	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____ _____，居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。
_____ 等につき説明を行い、理解を得なければならない。	_____ 等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支	

改 正 後	現 行
<p><u>援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p>	
<u>4 略</u>	<u>3 略</u>
<p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p>	<p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p>
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
<u>6 略</u>	<u>5 略</u>

改 正 後	現 行
<p><u>7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>	<p><u>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>
<p><u>8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p>	<p><u>7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p>
<p>(1) <u>第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u></p>	<p>(1) <u>第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u></p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p><u>9 略</u></p>	<p><u>8 略</u></p>
<p>第8条～第15条 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p>	<p>第8条～第15条 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p>
<p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p>	<p>(1)・(2) 略</p>

改 正 後	現 行
<p>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、 <u>その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し なければならない。</u></p>	
(3)～(13) 略	(3)～(13) 略
<p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p>	<p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p>
<p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回_____，利用者に面接すること。</p>	<p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回，<u>利用者の居宅を訪問し</u>，利用者に面接すること。</p>
<p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接すること</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>ができるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>(i) <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>(ii) <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>(iii) <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p>	
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(16)～(28) 略</p>	<p>(16)～(28) 略</p>
<p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>	<p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>_____指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>
<p>(30) 略</p>	<p>(30) 略</p>

改 正 後	現 行
<p>第17条～第24条の2 略 (掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、<u>重要事項</u>をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>第17条～第24条の2 略 (掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>第26条～第31条 略 (記録の整備)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第19条の規定による市への通知に係る</p>	<p>第26条～第31条 略 (記録の整備)</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第19条に規定する市への通知に係る</p>

改 正 後	現 行
記録	記録
(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第33条～第35条 略	第33条～第35条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第25条第3項(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 8 号

富谷市手数料条例の一部改正について

富谷市手数料条例（平成 12 年富谷町条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市手数料条例の一部を改正する条例

富谷市手数料条例（平成12年富谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			現 行		
第1条～第7条 略 別表（第2条関係）			第1条～第7条 略 別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	金額	摘要	手数料を徴収する事務	金額	摘要
1 略	略		1 略	略	
17 略	略		17 略	略	
18 戸籍法（昭和22年法律第22号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき450円		18 戸籍法（昭和22年法律第22号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項 <u>、</u> <u>若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1通につき450円	
19 略	略		19 略	略	

改 正 後	現 行
<p>20 戸籍法第12 戸籍電子証明</p> <p>0条の3第2項の 書提供用識別</p> <p>規定に基づく戸籍 符号1件につ</p> <p>電子証明書提供用 き400円</p> <p>識別符号の発行(</p> <p>情報通信技術を活 用した行政の推進</p> <p>等に関する法律(</p> <p>平成14年法律第 151号)第7条</p> <p>第1項の規定によ り同法第6条第1</p> <p>項に規定する電子 情報処理組織を使 用する方法(総務 省令で定めるもの</p> <p>に限る。以下この 項及び23の項に おいて同じ。)に</p> <p>より戸籍電子証明 書提供用識別符号 の発行を行う場合 (当該発行に係る 戸籍電子証明書の 請求が同条第1項 の規定により同項 に規定する電子情 報処理組織を使用</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>する方法により行 われた場合に限る 。）における当該 発行及び戸籍電子 証明書提供用識別 符号の発行に係る 戸籍電子証明書の 請求を行う者が同 時に当該戸籍電子 証明書が証明する 事項と同一の事項 を証明する戸籍の 謄本若しくは抄本 又は戸籍証明書の 請求を行う場合に おける当該発行を 除く。）</u></p>	
<p>21 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又</p>	<p>20 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又</p>

改 正 後		現 行
は同法第120条 第1項, 第120 <u>条の2第1項若し</u> くは第126条の 規定に基づく <u>除籍</u> <u>証明書</u> _____		は同法第120条 第1項_____ _____若し くは第126条の 規定に基づく <u>磁気</u> <u>ディスクをもって</u> <u>調製された除かれ</u> <u>た戸籍に記録され</u> <u>ている事項の全部</u> <u>若しくは一部を証</u> <u>明した書面の交付</u>
の交付		
22 略	略	21 略
23 戸籍法第12 0条の3第2項の 規定に基づく <u>除籍</u> <u>電子証明書提供用</u> <u>識別符号の発行</u> （ <u>情報通信技術を活</u> <u>用した行政の推進</u> <u>等に関する法律第</u> <u>7条第1項の規定</u> <u>により同法第6条</u> <u>第1項に規定する</u> <u>電子情報処理組織</u> <u>を使用する方法に</u> <u>より除籍電子証明</u> <u>書提供用識別符号</u> <u>の発行を行う場合</u>		

改 正 後		現 行	
<p>(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
24 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づき	1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は	22 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づき	1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は

改 正 後	現 行
<p>づく届出若しくは認知の届出の申請の受理の証明受理について書の交付, <u>同法</u>, 請求により第48条第2項(法務省令で定める様式による上質紙を用いて準用する場合を含む。<u>次項において同じ。</u>)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u></p> <p>25 戸籍法第48条第2項_____規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく</u></p>	<p>づく届出若しくは認知の届出の申請の受理の証明受理について書の交付<u>又は同法</u>, 請求により第48条第2項(法務省令で定める様式による上質紙を用いて準用する場合を含む。_____)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付_____</p> <p>23 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧_____</p>
<p>認知の届出の受理について書の交付, <u>同法</u>, 請求により第48条第2項(法務省令で定める様式による上質紙を用いて準用する場合を含む。_____)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付_____</p> <p>25 戸籍法第48条第2項_____規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく</u></p>	<p>づく届出若しくは認知の届出の申請の受理の証明受理について書の交付<u>又は同法</u>, 請求により第48条第2項(法務省令で定める様式による上質紙を用いて準用する場合を含む。_____)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付_____</p> <p>23 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧_____</p>

改 正 後		現 行	
<u>届書等情報の内容</u>			
<u>を表示したもの</u>			
<u>閲覧に供する事務</u>			
26 略	略		24 略
27 略	略		25 略
28 略	略		26 略
29 略	略		27 略
30 略	略		28 略
31 略	略	略	29 略
32 略	略		30 略
33 略	略		31 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富谷市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第 9 号

富谷市公営住宅条例の一部改正について

富谷市公営住宅条例(昭和 36 年富谷町条例第 13 号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市公営住宅条例の一部を改正する条例

富谷市公営住宅条例（昭和36年富谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 略 (入居者の資格の特例)</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前条第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>第1条～第6条 略 (入居者の資格の特例)</p> <p>第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前条第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____（配偶者暴力防止等法第28条の2において_____読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>

改 正 後	現 行
(6)～(10) 略	(6)～(10) 略
2・3 略	2・3 略
第7条～第50条 略	第7条～第50条 略

備考 修正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

富谷市監査委員条例の一部改正について

富谷市監査委員条例（平成3年富谷町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月20日提出

富谷市長　若生　裕俊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に係る改正その他所要の改正を行うもの。

富谷市監査委員条例の一部を改正する条例

富谷市監査委員条例（平成3年富谷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略 (監査、検査及び審査)	第1条・第2条 略 (監査、検査及び審査)
第3条 略 2 監査委員は、法第75条第1項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは第243条の2の <u>2第8項</u> の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から7日以内に監査に着手するものとする。	第3条 略 2 監査委員は、法第75条第1項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは第243条の2の <u>2第3項</u> の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から7日以内に監査に着手するものとする。
3 監査委員は、法第233条第2項又は第241条第5項の規定により審査に付されたときは、 <u>_____</u> その意見を市長に提出するものとする。	3 監査委員は、法第233条第2項又は第241条第5項の規定により審査に付されたときは、 <u>当該審査に付された日から30日以内に</u> その意見を市長に提出するものとする。
4・5 略	4・5 略
第4条・第5条 略	第4条・第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定をしようすることにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 公 の 施 設 の 名 称 富谷宿観光交流ステーション
- 2 指定しようとする団体 富谷市富谷新町111番地1
株式会社1038
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようることにつき、議会の議決を求めるもの。

議案第26号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定する。

令和6年2月20日提出

富谷市長　若生　裕俊

提案理由

富谷市富谷堂ノ前地区内の開発行為に伴い、帰属される道路について富谷市道路線として認定するもの。

別紙

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9 3 8	堂ノ前2号線	富谷市富谷堂ノ前4 4番2地先	
		富谷市富谷堂ノ前5 2番地先	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めるについて（訴えの提起）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

訴えの提起について

1 事件名 貸金請求事件

2 債権名 奨学資金貸付金償還金

3 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

4 請求の趣旨

相手方に対し、元金325,800円及び訴訟費用の請求について、訴えの提起を行うもの。

5 事件の概要

市は、相手方に対し、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの期間に奨学資金を貸付し、再三にわたり相手方に償還金の支払いを求めたが、相手方から平成27年7月24日の納付以降、支払いがなかった。

そのため、令和5年12月8日、東京簡易裁判所に支払督促を申し立て、同裁判所は支払督促（事件番号東京簡易裁判所令和5年（ロ）第14075号）を発付した。

これに対して相手方から令和6年1月4日に督促異議の申立てがあつたため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時点に遡って訴えの提起があつたものとみなされたものである。

令和6年1月25日

富谷市長 若生 裕俊

